

【甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める件の一部を改正する件（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

本資料では、次のとおり略称を用います。

- ・ 告示…甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める告示（平成6年消防庁告示第11号）

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	<p>○ 別紙3の改正後第一第一号について、「短期大学」が削除されているが、これは学校教育法第104条において「大学」に包含されているため。と理解した。</p> <p>現行は問題ないと考えられるが、受験資格の対象者は、年齢層が幅広く「短期大学」を過去に卒業した者も一定数存在すると考えられる。</p> <p>今回は告示の一部改正ということなので例えば改正前の文言を考慮し「大学(短期大学含む)」と表現しても矛盾等が生じないとする。</p> <p>少なくとも問い合わせは少なくなると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ ご指摘のとおり、「短期大学」は「大学」に包含されており、今回の改正に併せて表現の適正化の観点から改正を行うものです。</p> <p>「大学」は「短期大学」を含むものであることから、御提案の修正案ではなく、原案どおりとさせていただきます。</p>	無

No.2	<p>○第二の二について これまで 10 年以上誤った条番号となっていたものを修正する内容になっているため賛同します。</p> <p>第二の六について 規制緩和が進んだ現在では、特定小電力トランシーバーなどの従事者免許不要の無線機、IP 電話で相手とポンプの運転テスト等を行うことが実態となっているため、消防設備士の受験資格から削除するのが妥当です。</p> <p>第二の九について ガス主任技術者免状を規定しているのはガス事業法第 32 条ではなく第 26 条です。この機に修正してください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○第二の二について 賛成意見として承ります。</p> <p>○第二の六について 御意見のような実態と受験資格のあり方は必ずしも関係するものではないと考えております。</p> <p>○第二の九について 現行の告示では、該当箇所はガス事業法第 26 条となっています。なお、総務省消防庁ウェブサイトに掲載している告示の公表内容に誤りがあったため、ウェブサイトの当該箇所を訂正いたします。</p>	無
No.3	<p>○ 普通の主婦ですが、2 種電気工事士も 2 陸特も持っていますが、特に 2 陸特は簡単でどちらも難しくないのですそのまま良いです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
No.4	<p>○ 改正案によって短期大学が除外された。 何故？短大出身の私はもう受験するなということなのか？改正学校教育法も短大を冷遇しろなんて言ってないはず。何故説明もなしに短大を除いているのか。私はもう受験資格を失うから受けるなといたいのか？先人は短大でも受かっていたけど、時の判断で受ける資格があるのかないのかを分けられるのか？なんでそんなことするのですか、私受からなければ会社にも見放されるんですが。どうするつもりか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○「短期大学」は「大学」に包含されており、今回の改正に併せて表現の適正化の観点から改正を行うものです。</p> <p>甲種消防設備士の受験資格に係る短期大学の取り扱いは変更ありません。</p>	無

No.5	<p>○ 改正前に「大学、短期大学又は高等専門学校」であった記述を、改正後に「大学、高等専門学校又は専修学校」としているが、今回の改正内容は、「今般の学校教育法の改正において、専修学校に専攻科をおくことができる」とされたことに伴い、専修学校におかれる専攻科についても対象となるよう改正を行う。」(改正概要の書類の「2. 改正内容」より)であったはずである。そして、短期大学について削るといった内容も無いように見える。</p> <p>にも関わらず、改正前にあった「短期大学」の記述が無くなるのは不適切な改正であるのではないかと思われるのであるが、どうなのであろうか？</p> <p>改正概要の内容からすると、改正後は「大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校」となるのではないかと思われるのであるが、どうか。</p> <p>単なるケアレスミスかもしれないと疑ったりもするのであるが、改正概要の内容からすると、今回の改正後の記述において短期大学が省かれているのは疑問である。確認を行われたい。また、もし短期大学を省く事を行う改正を行うのであれば、改正概要や他改正の内容・目的等の書かれた書類記述において、短期大学を省く事についての記述を行うようにされたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 「短期大学」は「大学」に包含されており、今回の改正に併せて表現の適正化の観点から改正を行うものです。甲種消防設備士の受験資格に係る短期大学の取り扱いは変更ありません。告示の改正概要にもこの改正内容を追記いたします。</p>	無
------	---	--	---

○意見提出者数：5件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約する等の整理をしております。